

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第7回（仮称）津市久居ホール建設検討委員会
2 開催日時	平成30年2月27日（火） 午後2時から午後4時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 6階61会議室
4 出席した者の氏名	<p>（（仮称）津市久居ホール建設検討委員会委員） 勝又英明、高橋綾子、岩田直行、靱山勝人</p> <p>（（仮称）津市久居ホール整備に係るアドバイザー） 大月淳 （支援業者） 株式会社シアターワークショップ 小林弘幸、景山さやか （事務局）</p> <p>文化振興担当理事 山下佳寿 文化振興担当参事 小柴勝司 文化振興課文化ホール施設担当副参事 水谷隆彦 文化振興課文化ホール施設担当副主幹 岡田東久</p>
5 内容	<p>(1) 建設工事のスケジュール等について</p> <p>(2) 室の名称、会議室の位置について</p> <p>(3) 施設の名称について</p> <p>(4) その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	<p>スポーツ文化振興部文化振興課文化ホール施設担当 電話番号 059-229-3202 E-mail 229-3250@city.tsu.lg.jp</p>

議事の内容 次頁以降のとおり

事務局(岡田)：皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から「第7回(仮称)津市久居ホール建設検討委員会」を開会致します。皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。前回の検討委員会から間が空きましたが、用地買収や建設工事に向けての取組等を行ってきましたので、委員の皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。また、お手元の事項書のとおり、室の名称や会議室の位置、施設の名称についてご意見をいただきたいと思います。それでは、まず、お手元に配布致しました資料の確認をお願いします。まず、クリップをはずしていただきまして、事項書です。次に資料1とありますカラー刷りのパワーポイントの資料となります。次に、資料2ということで平面図があります。次に資料3としまして市内にある文化施設の名称の一覧となります。次に資料4で、前回の検討委員会の後に情報ラウンジなどについて、委員さんに意見の方を求めたところ、このようなご意見をいただきましたので、それをまとめたものとなっております。最後に、資料5としまして久居ホールの管理運営計画案。この5種類となっております。よろしいでしょうか。それでは開会に当たりまして、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。勝又委員長、よろしくお願いいたします。

勝又委員長：はい、よろしくお願いいたします。だいぶ春めいてきたと言いますか、今日はずいぶん暖かくてびっくりしたのですが、この暖かい感じがこのプロジェクトを暖かい感じで進めてくれるといいなと感じております。年度末ですし、もうあまり委員会がありません。ほぼ委員会としては最後の方に近づいていると思っておりますけれども、アドバイザーの大月先生を交えて活発な意見を交わしていただければと思っております。皆さんご意見よろしくお願いいたします。

事務局(岡田)：ありがとうございます。まず、会議の成立について確認させていただきます。「建設検討委員会」につきましては、委員5名中4名の委員にご出席いただいております。「建設検討委員会設置要綱」第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の方にご出席いただいておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。それでは、「委員会設置要綱」第6条第1項において、委員長が、議長を務めていただくことになっております。勝又委員長、議事の進行につきましてよろしくお願いいたします。

まず、会議の開会にあたりまして理事の山下から挨拶をさせていただきます。

事務局(山下)：本当に皆様年度末のお忙しい中、第7回(仮称)津市久居ホール建設検討委員会にご出席賜りましてありがとうございます。これまでのホールの設計にあたりましては、本当にご意見、またアドバイスを頂戴いたしまして昨年の5月末に実施設計が完了したという事で、前回8月に開催させていただいたこの委員会でご説明やご報告させていただいた訳でございますけど、その後についても、こちらのホールの駐車場用地の取得に向けて、色々協議を進めて参りました。その当該用地取得につきましても、地権者の皆様からホール建設にあたって温かいご理解を

得た上で、最終の用地取得についての議案でございますが、10月30日に市議会の臨時会を急遽このために開催をしまして、取得議案について議決をいただきまして、全ての用地が任意という形で取得が完了いたしました。その上で、この同じ臨時会で建設工事に係る予算についても補正予算として議案の提出を行い、合わせて議決をいただきました。その後、入札に向けた取り組みを進めてきまして、契約金額が1億5千万以上のもは議会の議決がいるという決まりになっており、今月2月の市議会臨時会にその契約議案を提出させていただいて、議決をいただき、本契約となったところです。本日は今後のスケジュールのご報告や、ホールの名称に向けた取り組みなど事項がございます。また管理運営計画につきましても、本年度中に市としての案をとりまとめていく予定でございますが、本日、出席をいただいております大月アドバイザー様、またシアターワークショップさんにも、ご意見や適切なアドバイスをいただき、市として今回全体の案が出来て参りました。主な変更点につきましても、ご説明させていただく予定でございます。限られた時間ではございますが、市としての方針を決定していくにあたり、改めて本日アドバイスいただけたらと思います。その上で、皆様には次回3月27日に、本当に年度末のギリギリのところではございますが、ご無理をお願いして開催をお願いしておりますこの検討委員会において、市としての最終的な案をご報告させていただき、当該検討委員会としての区切りとしたいと考えています。その後につきましては、議会にもお示しした上で、市として計画の確定を行っていくという形でございます。本当に限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い致します。

勝又委員長：それでは、よろしいですか。地元の皆様のおかげで敷地が確定できたことはとても良かったと思いますし、それから不調が続く中で工事して下さる方が決まったということで良かったと思います。それでは議事の方に入らせていただきたいと思ひます。本会議につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承の程よろしくお願い致します。また、議事録につきましては、津市のホームページで公開させていただきますことをご承願います。それでは、事項1「建設工事のスケジュール等について」ですが、検討委員会は昨年の8月以来ですので、ここまでの取組を含めて、事務局から説明をお願いします。

事務局(水谷)：文化振興課文化ホール施設担当、水谷です。よろしくお願い致します。平成29年8月9日に建設検討委員会及び管理運営検討委員会が行われましたがその後の取組について、報告致します。懸案事項でありました、用地買収について、地権者の理解が得られたことから、10月30日に議会の臨時会を開会していただき、議決をいただきすべての用地の買収が完了しました。また、同議会で建設工事予算を計上しました。また、お手元の資料1にありますように、11月13日に定例記者会見

が行われ、スケジュールや施設の概要を発表致しました。11月20日に建築、電気設備、機械設備の工事の発注公告をし、1月29日の入札で建築工事は3,386,296,800円で日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体、電気設備工事は843,426,000円で中央工事・カンキョー特定建設工事共同企業体、機械設備工事は691,869,600円でダイダン・カンキョー特定建設工事共同企業体が落札し、仮契約を締結後2月16日の市議会臨時会で議決いただき本契約となりました。また工事着手に向けて、仮設計画や工事スケジュールなどについて、地元説明会を3月中旬に実施し、余裕期間を経て、4月から着工します。工期はいずれの工事も平成32年(2020年)の1月31日までとなります。完成後開設準備などを経て、6月の供用開始に向けて進めていきます。

勝又委員長：ただ今、説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。それでは事項書2「室の名称及び会議室の位置」について、事務局から説明をお願いします。

事務局(水谷)：会議室の位置についてご説明します。お手元の資料2をご覧ください。1階平面図の北側の入口にある会議室についてですが、平成28年10月28日の建設検討委員会、同月29日の管理運営検討委員会において、会議室の位置を変更する旨説明しました。平成28年10月の会議のおさらいとなりますが、事務局としましては、地元自治会の調整の中でどうしても会議室は欲しいという要望の中で抜け落ちていた状態で設計が進んでいったため、急遽設計に反映していただきました。また、どのような管理運営形態がされるかわからない状態だったため、市民サービスコーナーと久居ホールサービスセンターは、行政側の機能として、連携が図れやすいことと、外部の方も入る可能性もあるため、守秘義務の観点から図面の位置としました。委員からは「北側入口が閉鎖的にならないように」との考え方がありました。車でお越しいただいた方は、一番入りやすい北側から入るので、カフェと市民サービスコーナーが顔としての在り方が求められたということ。それから、市民サービスコーナーと久居ホールの開館時間や開館日が変わってくる可能性があり、市民サービスコーナーを独立して利用できるようにすべきだという点で入口が一番近いところに持ってきたという趣旨がありました。また、会議室については、前回市民サービスコーナーと久居サービスセンターとの間に位置し、バッファゾーンとしても考えられていました。「会議室は四角くないので使いにくい。市民サービスコーナーと、久居サービスセンターとの関係が密接だとして、間に会議室があっても10m程度なら、別にいいのではないか。」「駐車場から一番近い出入口から入ってきて、いきなり会議の室名と会議室があるイメージが出てくるというのはどうなのか。」「来館者が全部奥に回されていくようになってしまわないか。」という意見をいただきました。これらのご意見をいただいた時点では、管理運営形態は直営か指定管理かはっきりしない状態でしたが、久居ホールの管理運営につ

いては、指定管理者による運営を行うことを前提として管理運営計画の策定を進めているところであり、その中で、市と指定管理者の関係、連携を優先することとし、繰り返しになりますが、自治会から会議室が欲しいという要望もありまして、行政機能として貸館ではない部屋が必要であり、その他に空間に閉鎖感をなくすように通路にピクチャーレールを設置いたしました。この図面のおりで進めていきたいと考えております。ご報告は以上でございます。

勝又委員長：はい、ありがとうございます。ただ今、説明がございましたが、会議室についてですね。それについていかがでしょうか。この会議室の廊下が、扉がないですけど、カフェがありますが、ピクチャーレールというのは壁のところにピクチャーレールですね。

事務局(水谷)：すみません。このオレンジの部分にピクチャーレールがあります、1階に関してはそう考えております。

勝又委員長：サービスセンターの壁のところに、ということですね。

事務局(水谷)：取れる場所は極力取れるように。

榎山委員：ピクチャーレールを置くことによって平坦な壁ではなくて、そこに何か展示をして、風景を変えるという目的ということですか。

事務局(水谷)：はい、そういうことでございます。

勝又委員長：ギャラリー機能として、エントランスロビーや、専用展示ギャラリーを使う時にはここの壁は含まれているのですでしたか。それとも含まれていなかったのですか。

事務局(水谷)：含まれていないです。

勝又委員長：含まれていないのですね。では、プラスアルファということですね。はい、わかりました。いかがでしょうか。

大月アドバイザー：先程、ここまでの検討の経緯をご説明いただきましたが、会議室が抜けていたという話ですが、これは最初の基本計画をつくった段階では市民活動室というのがあり、その機能が果たせるということで了承されていたので、必ずしも抜けていたという話ではない。今日この後も色々なご説明があると思われませんが、最初に分かりやすく申し上げておくのであれば、そのように了解を得られていたものが少しまた蒸し返されているということがあります。本当に必要であり、更にそれが他に悪い影響を及ぼさないような意向であれば取り入れていくということは妥当なことであるが、仮にそれが悪影響を及ぼすという部分があるとすると、判断を改めなくてはいけないということも起こりうるということです。最初に申し上げようとしているのは、悪影響が色々な所に出ている様に最初の基本計画の委員会から全体を通して見ているアドバイザーの立場からは見えてくるということ。その悪影響が何かというのが、そもそも劇場法に基づく施設をつくるというのが今回のプロジェクトで、色々な全国的に一線の方に委員長はじめとし

てご参画いただいているというのは、その部分に共鳴していただいているということがあると思うが、その部分で影響が出ているというふうに思われます。その一例が、久居ホールサービスセンターとなっている本来の事務室が、会議室をつくる為に面積が削られているということで、劇場法に基づく施設というのはまさにソフトを持つということで、そこの部分での人的体制をもってきちんと様々なサービスを行っていく施設として劇場があるのだというスタンスに立っているのだとすると、自治会の部屋を確保するために劇場法を成り立たせる要である事務室が削られているというような形になってしまっているということで、非常に悪影響があると思えるを得ないと思います。会議室を市民サービスコーナーと久居サービスセンターの間に挟む「バッファ」と説明をしていただきましたけれども、それは仮にそこに挟んでおけば事務室が足りなくなった時も拡張できますと、そういう意味での「バッファ」でもあったので、会議室が端になってしまうと、そのような調整機能はここでは成り立たなくなってしまうと思います。最終的には市が決められることなのですが、市の方で把握されている経緯に補足して、最初からの経緯というのご説明させていただきました。今日これから何回か発言する機会があると思いますけれども、その発言する背景になるのは全て、劇場法に基づいた施設を本当にきちんと実現しようとしているのか、という観点であるということをご理解いただければと思います。

勝又委員長：ありがとうございます。やはり劇場法をコンセプトの根幹においている、プロポーザルとか、基本計画とか最大の特徴ですから、やはりそれは先程お話のあった尊重しなくてはならないところではないかと思えます。それからやはり先程の大月先生のお話の中で、会議室はもしかして将来拡張の可能性がある、ということも含めて建物は結構動いていくところがありますよね。使っているうちにやはり足りないからということでお隣の部屋がそういう部屋になってしまったということはごく普通にありますよね。劇場の場合には複雑な機能を持っていますが、そのようなフレキシビリティというのは必要になってくると思えます。今のプランでフレキシビリティというのが担保されているのか、壁の仕上げとかよくわかりませんが、少なくとも構造壁であれば何とかなるのではないかと思います。その辺は大月アドバイザーのお話にもあった様に劇場法に基づいて考えていかななくてはいけないし、主に建設の話というのもありますし、明日行われる管理運営検討委員会でもどのように運営していくのか、管理運営検討委員会の方はまさに劇場法を実現するというのが第一の命題としているところがあると思えますので、本当にこの久居ホールサービスセンターをスペースとして大丈夫であるか、その辺のところは考えていかななくてはいけないし、今のサービスセンターにどのくらいの人が配置できるのか等、本当にプランニングをしてみて、検討していただいた方が良く思います。いかがでしょうか。

靱山委員：自治会要望というか、市民の方が使われるということで、その方たちが専有スペースとして使われる会議室ということでよかったですでしょうか。

事務局(水谷)：専有まではいかないですけども。貸す部屋にはなりません。

靱山委員：市民活動として使われる部屋という事ですよね。先程劇場法という話もありましたが、例えば芸術基本法というものが改正されて、その中には例えばまちづくりだとか市民活動というところにも触れられているので、そういった一環では会議室を設けてもいいと思いますので、そういったところを整理すれば会議室はいいとは思いますが、ただ今スペースが広い狭いという話があったと思いますが、かなりの大きさを占めていますのでそういったところはいいのかどうか。

勝又委員長：今の靱山委員のお話を聞いていて思ったのは、ひとつは将来的な拡張問題と、会議室がどういう使われ方しているのか、それこそ専有ということではなくて皆さんで、当然久居ホールサービスセンターの方々も会議とかで使われるかもしれませんが、劇場法による市民活動として貸室ではなくて使いたいという場合でもそれは当然使えるのではないかと思いますし、それはきちんと明解にしておいた方が良くと思います。

大月アドバイザー：市民サービスコーナーと久居ホールサービスセンターの間にサンドイッチされていた頃の案は、2分割され、更に外から見える様にガラス張りになっていて、市民の人達がそこで活動ができ、会議もできるという事を意識されていた。専有ではなく、色々な市民の活動ができて、劇場法に基づく「新しい広場」として、色々な方々がここに集い様々な活動をされるということが可能な、透明性があるプロジェクトの進め方に対する透明性ということもこれまで散々申し上げてきていますけれども、そのようなスペースとして位置付けられていた。それが今のプランを見ると壁も違ってしまい、入り口のところに閉鎖的な空間ができてしまっているという意味でも、部屋がいるということで、それを良いとしたとしても、どうしてもこの位置でなくてはいけないという部分が弱いような気がしてしまいます。サンドイッチ型の方が余程、先程現状案に関するメリットデメリットの説明をいただきましたが、メリットの方を活かしてデメリットの方を消せるのではないかと思います。それはやはり建築の人間からすると、プランニングとしてはその方が合理的だということが申し上げられるかと思います。

勝又委員長：普通に考えると、この会議室あまり形良くないですよ。おそらく後ろの方は物置のスペースになってしまうとか、市民サービスコーナーと会議室の位置が逆だったら当然収納スペースとして必要だから使えるスペースだと思いますが。

高橋委員：私記憶を遡って、あるとき突然情報ラウンジの横のところにパーテーションを置いて、会議が出来る様にといい案もあるという説明もありましたよね。その時に私は強かに情報ラウンジたるものの貴重なスペースのことについて言った記憶があり、ただしその要望として会議室が必要だと、それもある意味そんなに貸館の一環

ではなくて内部的に使う要望の方が大きいスペースを確保しているというニュアンスでおっしゃっていた記憶があるのですが、ただそこが靄山さんもおっしゃったけれども、私の言葉が悪いかもしれませんが、ある意味既得権的にある種ここが貴賓室みたいなイメージで既にあるのか、本当にオープンな自治会の会議であるとか、市民が活発に活動していて、今日もあそこの会議室使われているよというそういう意味での会議室なのか、そうでなくて例えばですがVIPが来たとき、あるいはそのセキュリティとしてきちんとしたソファがあるような、そういう意味での会議室が必要なのか、ざっくばらんに会議室というものがどういうふうに使われるというのが想定できるのかというのがどうなのでしょう。そういう意味では壁紙から変わってくると思いますので、運用のイメージと位置、そして本当にセキュリティを高くして、ある程度貴賓室的な機能を持たせたいという話があるのであれば、また考え方もあるでしょう。私はパッと見て異様に広いなと思いました。市民活動の方が活発に借りて話し合いをするとか、内部でも複数の事務室会議ではないもう少し広めな場所が欲しいにしても、広いかなと思っています。それに加えて蛇足ながら、運用していくとやはり倉庫が足りないという話がすぐに来ると思います。劇場とはいえ、色々な保存しなくてはならない資料が溜まりますし、そうするとあれをどこに置いていこうという時におそらく会議室の奥のところに倉庫機能を持たせることになるのではないかと。そうするとその時に会議室は前方の真四角のところですよということを今から見えているのであれば、離してもいいのかなと思います。

勝又委員長：今の点については市の皆さんどうでしょうか。特に応接室としての利用というのは見た感じだとなさそうな感じはするのですが。

事務局(山下)：こちらの会議室は貸館としての機能ではなくて、今日の会議室がそうであるように、行政の執務室に必要な会議室ということで、その中身は何かという話をすれば、元々ここに久居の役所があり、合併以降久居の総合支所があったところです。そちらの総合支所については久居駅のところに隣接しているポルタ久居という所に移転しましたが、自治会の皆様が色々お越しいただいて、色々な地域の皆様のお声を届けていただくときに、住民票の窓口のところでそういう話はできないので、行政の執務室の事務所として必要だということで、こちらの方に配置致しました。位置の入れ替えにつきましては、昨年度の10月にご協議賜っていただいたときには、市として指定管理者としていきますという方向性は明確にしていなかったし、整理もできていなかったのですが、やはり指定管理者との関係において、任せっきりのような、もう指定管理者に任せたから市役所はわからないです、という形ではいけないなど、事業を進めるにあたって指定管理者でやってくというのは、そういう丸投げのような形では駄目なので、一緒になってやっていこうという趣旨で、日頃の連携やそういう点からも近い位置にあった方がいいということも含めて市

民サービスコーナーを持ってきております。会議室については、こちらを建てるにあたって、また久居の庁舎をポルタ久居に移転していくにあたって、行政として自治会の皆様の意見というのは大切に、色々地域の声を届けていただく方々で、色々協議したりすることが非常に多い場所なので、このホールを建てる位置にポルタ久居だけではない、こちらにそういう機能が必要だということで元々背景的にはここにそういう機能を持っていくということではございました。また指定管理との関係性という中で、こちらの方へ移動してきた訳ですけども、所謂その管理者さんと市役所との関係において、市役所との会議の場として使われるという想定も当然あります。そういうことなのですが、貸館ということではなく、そういうような機能として整理したのが市としての考えでございます。

勝又委員長：ありがとうございます。よろしいですか。おそらく、会議室は今の話を聞いても、かなりフレキシブルに使われるし、もしかすると高橋委員のお話に合った貴賓室とか応接室というようなものはどうも見たところありそうにないので、応接室は置いてないけれども、VIPの方がもし見えたらこの会議室で待っていただくということにも使うのかなと思います。だからどこかの人が専有して使うというようには、この狭い劇場の中ではどうもいかないのかなという場所ですよ。よろしいでしょうか。岩田委員いかがでしょうか。

岩田委員：前からこの会議室の形がいびつだという話は出ていて、この後ろのスペースの広さがどれくらいかということで、そこで会議するのにそれだけのスペースがあるのかなということと、先程委員長がおっしゃられた様に、そこに柱があってそこで仕切られてそこが収納スペースになるように感じられて、その辺、会議室は当然机を置くと思うのですが、奥の使い道ですね、その辺をはっきりした方が良いと思います。

事務局(水谷)：すみません。この会議室のまず大きさは52.7㎡でして、有効で使えるような真四角のスペースがだいたい40㎡近くだと思うのですが、引き算しますと残りが10㎡弱になるかと思えます。

大月アドバイザー：ついでに久居サービスセンターの面積も出していただけると。

事務局(水谷)：久居サービスセンターは83㎡です。

大月アドバイザー：元々は、先ほど申し上げたように会議室がなかったもので、今は壁とかがありますよね。有効で使えるような面積はどれくらいですか。

事務局(水谷)：その面積の計算はしてないです。

大月アドバイザー：これも結局壁が付いたりしたので、サービスセンターの部分の人がデスクに控えられるスペースというのが更に減っている形ですよ。また、これは最初に申し上げた劇場法に基づいてという話にまた戻るのですが、おそらく、先ほどの隣り合う話で、離れていてもこれくらいの距離ならば問題ないというのは、以前出されていた話であり、そういう意味では市としては変更したくないというのがあ

る様に思いますが。とりあえず今日いくつも劇場法に絡む話をしていますが、総合的に見ていただくということも必要かなと思います。

勝又委員長：では、よろしいでしょうか。会議室で、すごく細かい話で申し訳ないのですが、お茶出しってうまくできるのですか。給湯室は。

事務局(水谷)：会議室にあります。設計の中に入っています。

勝又委員長：会議室内に付けているのですか。それは奥の方にあるのですか。

事務局(水谷)：いえ、奥の方にはないです。隣の市民サービスコーナーと壁合わせのところに対面で市民サービスコーナー内と、会議室内とに給湯室があります。

勝又委員長：もうプランが決まっていますが、本当は給湯室って外のパブリックスペースにあった方が情報ラウンジとか使い勝手が良いですが、カフェがありますから何とでもなるのかもしれませんが。

大月アドバイザー：今図面上でこれだけ説明させてください。これは今回初めて出る図面なので、ここの部分で壁が付いたということとを先程申し上げて、つまり連携するということとここに扉が付いたのですよね。その結果としてこの事務室に入る扉と、これを繋ぐための部分が動線空間になっている。ここの間の空間ですね。溜まれる空間ではなくて、動線空間になってしまった。ここでもまた弊害が出ているのですよね。

勝又委員長：この奥は何になるのですか。ここは動線になってしまうということですか。ここも給湯室ですか。結構大きいですね。

大月アドバイザー：そこが会議室であったときは、単なる壁だったので、動線空間にならずにそこも有効の溜まれる面積として使えていたのが、動線空間として人が留まらない空間を生み出して、とても無理をして大事な要の事務所の面積がどんどん削られているという状況である。

榎山委員：専有スペースではないということですので、今後運営していく中でももしかしたらボランティアの団体が立ち上がるかもしれませんし、その方たちの活動場所としても、会議室が使われる可能性もありますので、自治会の方とうまく共有スペースとして活かしていければいいのかなと思います。ちなみに自治会というのは、いくつかあると思いますが、久居地区は何箇所かあるのですか。

事務局(山下)：自治会連合会が7つあります。ちょうどこのエリアに隣接しているのは2つあります。駅の反対側にひとつと、もう少し南にひとつ、それからもう少し西の山の方に榎原温泉というところに向けて2つ3つと続いていっているのですが、このエリアは誠之地区というエリアですけれども、隣接で駅前のところの2つが直接的なエリアとなります。

榎山委員：まちづくり協議会などはあるのですか。

事務局(山下)：まちづくり協議会はないですね。それぞれの分野で協議会はありますけれども。

梶山委員：もしかしたら今後、まちづくり協議会というのは色々な自治体でつくられているので、そういうものが立ち上がった時に、今後使いたいという要望が出てくるのかもわかりませんが。

勝又委員長：これだけで話が終わってしまう訳にもいかないのですが、時間も限られていますので、今の意見を整理していただいて、ご検討いただきたいと思います。次に行ってもよろしいですか。事項書 3 ですけれども。

岩田委員：この中で発電機とかそういうものは入るのですか。

事務局(水谷)：発電機は屋上の方に入ります。

岩田委員：わかりました。ちょっと騒音の問題があったもので。

勝又委員長：では、よろしいですか。

大月アドバイザー：その前に室の名称について。

勝又委員長：部屋の名称についてですね、お願い致します。

事務局(水谷)：同じく資料 2 をお願い致します。平成 28 年 10 月 28 日の建設検討委員会、同月 29 日の管理運営検討委員会において、部屋の名称を変更する旨説明しました。事務局といたしましては、音楽練習室は、機能的には 1、2 は同じ、3 はバンド練習用となり一緒の並びではおかしいのではないかと、また、音楽練習室という名称なら、ミュージックが良いのではないかとということで、音楽練習室をミュージックルーム 1、2、バンドルームとしました。アトリエについては、今から使ってもらう世代にアトリエとした方が受け入れやすいのでは、ということで名称を変更しました。ピアノルームについては、ピアノ庫 1、2 とありましたが、2 は、練習用に開放するため、ピアノルームとして皆さんに使ってもらえるようにしております。カルチャールーム 1、2、3 につきましては、以前は市民活動室、体験交流室、マルチルームとなっていました。市民活動室が 1 階に移動したことにより、市民活動にも文化交流にも使える方が良いのではということで、大きな違いがなければ、目的を分けるよりも現代的にカルチャールームとしまして、1、2、3 としました。楽屋兼会議室は、ミーティングルームとして使ってもらう、大勢の出演者があれば、楽屋としても使ってもらうということで、部分的には舞台ホール関係者の会議室、ミーティングルームとしての位置付けで、市民に受け入れやすいネーミングとしました。委員の方からは、「これから管理運営を検討するときこの部屋は何を意図していたのか、名前から判別できないのは、混乱するのでは。」や、「基本計画できちんと練った物というのをベースにしていく訳なので、趣旨がずれないようにしていただきたい。」「ミュージックルームをバンドルームという名前にした事によって、逆に用途が限られた印象を受ける気がする。」といった意見がありました。多目的アートルームにつきましては、前回の検討委員会で名称変更の説明をしたところですが、展示場所としても必要だというのが地域の思いとして重要事項であったということで、「多目的アートルーム」として色々な方が公平に使えるとい

う多目的という形で、整理しています。名称については、平成28年10月、図面で部屋名を表した資料を示しましたが、平成29年8月委員会において、管理運営計画書の中に施設の主な機能として基本計画を踏まえた用途を盛り込んでおり、計画の用途・機能を満たしているものと考えております。ここの室名は市でわかりやすい様に整理しております。市としましては、条例を制定していくに当たり、この室の名称を基本として設定して行きたいと考えております。ご報告は以上でございます。

勝又委員長：今ご説明頂いたのは全部料金を取って貸す部屋ですね。

事務局(水谷)：はい。

勝又委員長：いかがでしょうか。どう変わったのかというのを整理しきれていないので、分からない部分もあるのですが。榎山委員いかがですか。

榎山委員：先程説明の中でバンドルームというのは、バンドという名称なので固定化するのではないかという話もありましたが、長久手市も音楽スタジオというのを持っていて、バンドの専用ルームだったのですが、運営をしていく中で防音効果がかなり高いので、バンド活動の人だけではなくて、少し音の大きい楽器や管楽器だとかも使われます。ですので、こういった名称によっては、もしかしたら借りられる人が最初から使えないのかなと思われてしまうのかもしれないと思います。それは、先程の説明でもあった通り、懸念部分ではあるかとは思いますが。

大月アドバイザー：委員長が先程、どのように変わったのかわからないとおっしゃっていたことの補足にもなる発言になりますが、例えば多目的アートルームはスタジオであったという話で、前回これに関してはスタジオの方が創造のニュアンスがある、それが消えてしまうと松本委員がおっしゃっていて、先程前置きをした劇場法に基づくということと関連した話ですけれども、まさに劇場法は単なる貸館ではなくて、そこで何かを創造していく部分もあるので、創造というニュアンスがどこまできちんと室名であるとか、これから総まとめに入る管理運営計画に出てくるかが大事です。そういう意味ではもうひとつ創作工房でしたか。

事務局(山下)：アトリエでございます。

大月アドバイザー：創作工房という部屋もアトリエになり、アトリエはまだ創造の意味合いが残っているので、劇場法に基づく趣旨の残った名称変更は良いと思うのですが、趣旨が消えてしまうと問題ではないかというのが、劇場法と絡めて指摘になります。

勝又委員長：建築学科の場合でも、大学ですがアートを創造する、建築ってある意味アートですよ。アートを創造する部屋の事実はスタジオと言って、そのスタジオで色々な模型作ったりとか、議論したりとか、絵をかいたりとか、コンピューターで絵をつくったりとか、図面を書いたりとか、そういうスペースで活動することをスタジオ制と言いますので、私はスタジオというのは、音楽という面も当然あるかも

しれないけれども、私から見ると結構アート寄りの感じであり気にならなかったのです。おそらく三重大学も建築学科がそういう意匠の設計をするときは、〇〇先生を中心としたスタジオとおそらくほとんどの大学でそう言っているのではないかなと思います。高橋委員、どうですか。

高橋委員：おっしゃる通りなので、少し何か名称に後退したところというか、ご説明がなかったところで、専用展示ギャラリーというのはどういう名称なのですか。そのままですか。

事務局(水谷)：そのままでございます。

高橋委員：専用展示ギャラリーというのは、ギャラリーだけで良いように思うのですが。ここに「演劇系の人には使わせない」と感じます。専用展示って意味は何もないと思いますし、アートルームに多目的がついたところは、前も話したかもしれませんが、前も皆さん「多目的は無目的」だと言ったように、あえて多目的と言わなくてもよいのではないかと思います。ルームという言葉はお部屋なので、公開性が高いのか低いのか、スタジオであってもニュアンスによって違いますが、ただパンフレットで英文に訳した時にどういうふうになるのか、そのままカタカタが英語にあてて通用するのかということが気になりますので、多目的という言葉、それから専用展示というここだけ日本語が付いているというのが私はとても気になっていて、一般の人が使い始めて素直にギャラリー行きましょかねとか、スタジオもしくはアートルームで今度何か発表会があるよとか言われるように、説明的なあるいは使用の限定を意味するような言葉は抜いた方がよいのではないかと思います。

大月アドバイザー：今のご質問の部分で、「専用」と付いた経緯は私がお説明できるのでお話をすると、これはおそらく有識者委員会の時に出てきた言葉で、最初はまさにギャラリーでした。これはスタジオがスタジオとして基本的には実演芸術をベースとした空間で展示にも使えるという形になっていたもので、それでしたら美術がメインであるものが欲しいというご意向があったということで、「専用」というふうに付けるということで対応しましょうかという形で「専用」が付いたという経緯です。地元の方のご意向を伺いながら対応したという形で、なぜこの説明をしているのかというと、先程の説明でアートルームに名称変更した理由としても展示に対応するという形で、ここもまた当初の合意がひっくり返されているということです。そもそも専用展示ギャラリーという形にしたのは、そういうことで了解を得ていた。スタジオはスタジオで了解を得ていたのが、スタジオの方まで美術の領域として確保したいという形になってきている、ということなので、以前の委員会で、名称を変えるということは、場合によっては趣旨を変えるということにも繋がるということの問題の指摘をさせていただいたのですが、これは少し関連することなのでご説明させていただくと、最後に付いている資料 5 管理運営計画の 5 ページの頭のところをご覧ください。一番最初に「絵画、書、写真、工芸等の展示」と

なっているのですよ。これが先程、山下理事の方から基本計画に基づいてというような説明もあったと思うのですが、ここだけそれがきちんと踏まえてないのです。プロポーザルのところではやはり実演芸術主体で、それこそ先程もご説明をしたように劇場法に基づく施設ということで創造の部分というのをすごく大事にしたいということで、有識者委員会の中では小劇場化するという意見もあったところを、美術の方等の意向もあるから、そこまで専用化することはなくて、多目的利用できるようにと小劇場化を主張された方も譲った形でスタジオという所に落ち着いていて、基本的には市民の実演芸術に関わるような部分をリハーサルとか、下の方に書いてあることですね、それを担っている空間として、一方 1,000 m²という展示面積が必要だという意向もありましたので、それを踏まえて展示利用もできるということで了解を得ていた。それに関して住民説明会とか色々ところでその後も説明していて、そのことは了解が取れていたはずのところなので、それがひっくり返るとなるとこれまでの合意はなんだったのですかというような、プロセスの問題にもなる。

勝又委員長：たとえばこの 5 ページの多目的アートルームが 5 行ありますよね。これが上の方が優先度は高いとかそういうことがあるのか、それともないのか。やはり普通は優先度が高いのが上に来ると思うのですが、そういう以前の趣旨があるのだったら別に逆でもいいのではないかなと思いますけれども。

事務局(山下)：多目的アートルームは前回私の方から名前を変えるということでご報告をさせていただいて、前回も少し話をしましたけれども、このホールの建設にあたって、経過としては津市が平成 18 年に合併をするという中で、合併前の協議において、それぞれの 10 の市町村が 2 つの事業、これを新市において実現をという意味合いでそれぞれ 2 つ出して 20 の合併 20 事業と私たちは言うておりますが、その中のホールというところがあります。平成 26 年に作成した整備基本計画も地域の方々また大月先生にもご参画いただいて、色々ご協議いただいてきたという経過がありますが、元々合併 20 事業での久居地域としての思いは多分に込められている事業であるということ、またご意向としては本当に皆様に色々設計で工夫を頂いて今の形にさせていただいたのですが、1,000 席のホールが必要だという意見もございました。それから展示機能としては今の津市でやっている津市美術展覧会を「市展」と呼んでいます、これをきちんと開催できるような施設として欲しいと、それには 1,000 m²程度の部屋が必要だということがありました。また先程ご意見賜りました住民サービスコーナー、こちら元々あった総合支所が移転するにあたって、それから地域とのつながりという意味でも自治会の方々が色々相談に来たり、場合によっては少し活動したりする、行政としての機能が必要だという大きくこの 3 つがあったわけです。その中で今の多目的アートルームのお話ですが、こちらについては基本計画では練習場とか創作工房という形で整理されていて、有識者の方

から最終的に基本計画のご提案を頂いたときに意見書というのが出ていまして、そこでスタジオという意見をいただいたところでございます。そのような形でその後プロポーザル等色々実施をして進めてきた訳でございますが、やはりこのホールは、私共は当然劇場法に基づく、劇場法が施行されて以降につくるホールですから、津市は10もホールがあるのですが、そんな中でもこのホールについては劇場法を踏まえたホールにしていくことが全体的に津市を見た時もやはり必要だということで、管理運営計画の方も今貸館事業しかほとんどしていないものに加えてどういう自主事業をしていくべきか、人材育成であるとか、そういうことを色々ご協議いただいていたところがあります。ただ、この久居地域に今回整備をしようとしているホールについては、元々その地域の、後程ホールの名称についても一覧がありますけれども、それぞれの合併した地域に、それぞれの元々の地名であるとか町名であるとかが付いたホールがあります。それで市町村が合併するにあたって選んできた2つという思いからいくと、ベースとしては地域ホール、これはどこのホールでも地域ホールという意味合いが私は必要だと思っております。たくさんあるが故に、それぞれの地域の方は、拠点はそれぞれの地域に前からあったホールを使っていたということでもありますので、そういう思い、それから展示機能はやはり必要だというお話をいただいている中で協議をしてきて、この委員会においても元々色々ご協議もいただいている、元々500㎡の展示機能という話もあって、そんな中でやはり専用展示という機能は先程、大月先生が言われた専用展示ギャラリーということで整理していただいたのですが、スタジオという機能が必要だということもわかりますし、壁も黒の形に今回設計がなっているということもあります。やはり展示という地域の大きな思いがありますので、こちらとして改めて色々ご意見を伺っていく中でそういうことにも合併20事業ということもあって、今回多目的アートルームという形で整理をさせていただきました。諸所の部屋についても、有識者の方々からいただいた意見書をそのまま今に反映してきているものもありますし、昨年の10月にこういう形で名称変更をいたしますということでご説明をさせていただいたものもあります。ただ、その中でご意見を頂いた中で、元々の整備基本計画の趣旨がベースにあるということで、その流れでこういう趣旨の部屋をつくるということではなくて、そういう機能を踏まえてこういう部屋名称にしたということで、ただ機能としてはちゃんとありますということが分かるように前回の8月に、先程大月先生が4ページ5ページで言っていた、ここで主な用途というのを後で改めて追記して整理をいたしました。このホールのPRをしていくにあたって、当然バンドルームだとバンドの方だけというイメージがあるという今いただいた意見もありますけれども、これまでも地元であるとか議会で説明している中では、楽器の演奏に使えるような部屋を3つつくりましたけれど、こちらのバンドルームは更にそういう少し音の大き

なものも使えるということでご説明をしてきておりますので、こういう部屋も使っていたくためにPRというのは当然必要ですので、そういうこともきちんとしていかないと、今いただいたご意見のようにイメージだとかうだよねということは当然ありますが、そういった形で対応していくことを考えておまして、こういう形で市としては整理をさせていただいたというのが、現状でございます。

高橋委員：専用展示ギャラリーの言葉に関して一般的にギャラリーはこの言葉が含まれていると思うのですが、基本的に使う側、それから貸す側と、やはり名前というのは基本的に見る側が一番利用するものなので、今度久居にシアターができたよ、それには美術展示もあると、それで見に行こうと、〇〇さんが展示しているという案内をもらったというときに、またあるいは新聞記事に載ったときに、「〇〇ホール専用展示ギャラリーにてエキシビション」というのは、専用展示という言葉を実際に正式名称としてくっついているというのはとても違和感があります。もしギャラリーだけだと、ということであれば例えばアートギャラリーと言うとか、そうすると一般名詞的には美術が展示されている場所と理解されていて、専用展示という言葉がくっついているということは、ものすごく内部的なことのようになってしまうので、これオープンした後に一般の人が見るときに、DMを見たり、新聞記事に書かれていたりする時に非常にこの4文字は違和感があるということだけ今は申し上げておきます。

事務局(山下)：ありがとうございます。

大月アドバイザー：先程の説明で不十分だったので少し補足をすると、あの段階でとりあえず了解を得るために専用を付けておきましょうとなって、まさに今言っていた様に、それは他の室の話と一緒に、これをつくるときにもう一度きちんとふさわしい名前を選ぶということで委員会でも示されていて、そこで専用が付いていると非常におかしく映るということが今指摘されている。また先程パースで見ていただいた「GALLERY」と出ていて、スタジオのところは「STUDIO」とパースでなっていたのが、黒塗りで潰されているのです。それは、空間としても縦に「GALLERY」というふうに白地のところにはグレーで書いてあり、黒の壁のところには白く「STUDIO」と横に書かれていたのです。たぶん設計者、デザイナーとしてはそれでその空間をデザインしていたということがあり、まずあそこに専用展示という言葉は間違いなく付かないでしょうし、「GALLERY」のままでしょうし、また多目的アートルームになった場合にあそこは黒塗りのままなのかという前のような表記は付かないのかという話がありますよね。

勝又委員長：なんか、ルームと付くと格好悪いですね。確かに言われてみると、私がここで写真展をやろうと案内状出そうという時に「専用展示ギャラリー」というのはなんか格好悪いですね。展示ギャラリーでしたらいいですけども。専用いるかなあという気はしますね。

大月アドバイザー: 本当に地元に対する配慮はすごく伺えるわけですよ、自治会にしても。

それが、行き過ぎるがために、それこそ劇場法に関わる部分は、今までほとんど貸館しかやってきていなかった津市においてソフトを担う主体がないので、そこは誰も意見しないので、他の意見をする方々の意見に配慮した結果削られていく。それが先程申し上げた劇場法に基づいた施設というときにそれで本当にいいのでしょうかと、本来やはり劇場法に基づく核となるものは残した上で、可能な範囲でそういった地元の方々に対する配慮をしていくという、そういうことが求められるのではないのですかということになります。市として劇場法に基づくと言っている以上、それを貫徹しなければいけないのではないのでしょうかと、途中で看板を下げるようなことをされる方向でいいのでしょうかと申し上げておきます。

勝又委員長: 他いかがでしょうか。そういう意見を踏まえてご検討をいただきたいですね。

先もまだありますので、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。では、続きまして事項書 3 ということで施設の名称についてですね。事務局から説明お願い致します。

事務局(小柴): よろしくお願ひ致します。事項3の施設の名称についてご説明申し上げます。

建設工事の目途も立ってきたということで、供用開始に向けて着々と事業を推進していくことになっていきますが、施設の名称も(仮称)津市久居ホールと、「仮称」のままとなっておりますので、これから条例の制定や施設の広報を行っていくにあたり、そろそろ名称についても決めていなければならぬそのような時期だと考えております。そのような状況の中で、久居ホールはホール機能だけではなく、展示などもありますのでそういう意味も込めましてホールという言葉がどうかということもありますし、また津市久居ホールとなりますとホールが全体を指しているのかホール機能を指しているのかわかりにくいという、これは以前の整備基本計画の委員会の方でもそういうお話が出ておりましたので、そういう議論もあります。また、議会の方でも指摘があったのですが、最近近隣の葬祭場でよく似た名称の施設があるということで、そういう整理をしていく必要があるという状況にありまして、こちらの名称については以前からも、松本委員や議会からネーミングライツのご意見もありました。そういうことも踏まえて考えていかなければならないと考えております。その中で資料 3 として付けさせていただいておりますのが、市内の既存のホール施設の名称なのですが、見ていただいたら分かるように当然合併前の状況を引きずっているということもあり、地域と名前が入っているのが現状です。今回の津市久居ホールというのが先程来から出ております様に、久居市民会館の建て替えということもあり実は経過というか報告になるのですが昨年12月にも大月先生にご相談する中で、市のひとつの考えとして久居地域で名称を公募して、久居地域で選考してはどうだろうかという考えをお示しさせていただいたこともあり、これについて大月先生から大きく2つご意見をいただいた経緯

がございます。その中の先生の意見として、名が体を表すということで、適切な名称設定の必要性があり、名称については整備基本計画や管理運営計画と対応することが重要であるということ、また劇場法に基づく施設ということ掲げている施設だということで、劇場法との整合性が取れていることが重要であるという意見もいただいております。また、近年重要視されておりますブランディングということの意図もこの名称は核となる、ブランディングとは経営上の戦略としてブランドの構築や管理を行うといったことや、イメージや信頼感といった個性をつくり上げるものということに使われているのですが、こちらの意図も施設の名称としては核となるから重要であると、このようなご意見をいただいたのがひとつ。ふたつ目として手続きの公正性と透明性を担保する必要性という部分で、公正性と透明性の仕組みの中核をなす、今動いております建設の検討委員会、管理運営検討委員会に対しての正しい認識が必要であるし、また久居地域のみならず、全市的な施設であることの認識ということをもう少し考えたらどうなのかという、このようなご意見をいただいているという経過がございます。先程来から申し上げておりますように、この施設は、津市全体の文化振興の拠点としての施設でもあります。合併 20 事業の一つであり、旧久居市民会館に代わる久居地域のホールであるという側面を持っております。そこを踏まえて名称を決めていかなければならないということで、先程の資料 3 にあります施設名称をどのように決めていくかというところの考え方の整理をして参りたいと考えております。他の施設で愛称を持っている施設もあると思うのですが、津市においてはほとんど愛称というものをもっておりませんので、こちらの施設名称の方をどのように決めていくかというところで、現在事務局での考え方という部分で、ネーミングライツという部分については、収入が得られるものの、5 年位で名称が変わってしまう可能性があったり、施設の場所や目的が分かりにくかったりといったデメリットもあるかと思っております。先程も理事が申し上げました様に、久居ホールだけではなくホール全体的な課題として、収入確保の観点から全市的に重要な取組であることから、今後、意見聴取を行いながら、これについては導入の可否について整理していきたいと考えております。現在の事務局の考え方としましては、施設の PR や愛着を少しでも持ってもらおうという目的もあることから、公募により名称選定していったらどうだろうかと考えております。当然公募に際しては、整備基本計画、管理運営基本計画、劇場法といった趣旨をしっかりと伝えた形で行っていきたく思っておりますが、今現在公募により名称募集ということに関してまた委員の皆様のご意見を拝聴できればと思います。これまで議会の答弁の中でも、地域の意見等聞きながら決めていくという答弁をしておりますし、委員さんの方、市民の方、それぞれご意見を聞きながら、市として判断して決めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

勝又委員長：ご説明いただきましたけど、何かご意見ご質問ございませんか。

榎山委員：公募すると愛称に近い名称になっていくのではないかなと思いますけれども、名称としてはきちっとした〇〇会館とか、〇〇ホールということにして、別に愛称を持っていてもいいのかなとは思いますが。例えば可児市ですと可児市文化創造センターというところですが、一般的にはアーラ(a1a)という愛称で呼んでいますし、豊橋の芸術劇場もみんなプラットと呼んでいて、愛称にすると言葉が短縮するので割と身近に思ってもらえるということもあると思います。愛称として公募にかける方がいいのかなと私は思います。

勝又委員長：そうですね。公募をして例えば津市久居総合文化センターって応募する人はあまりいないかもしれませんね。それを応募されて選ばれてもあまり面白くないという感じもしますし、いかがでしょうか。そういう意味で普通公募という愛称ですよね。

大月アドバイザー：いや、そうです。それはおそらくシアターワークショップさんもたくさん事例があると思いますが、基本的に私の意見書みたいなものを解説していただきましたけれども、基本的にやはり名は体を表すので、設置自治体が責任をもってその施設の趣旨に見合った名前を付ける。それは親が自分の子どもに名前を付けるようなもので一番わかっている人間が付けるというのが望ましいということで、それに対して今回久居で試みられようとしている公募というものは、一方で市民の方々に愛着を持ってもらう為に正式名称とは別に愛称を付ける。そこで堅い名前ではなく、文化センターみたいなものではなくて、アーラやプラットのようなものを出していただくのが通例ですよね。正式名称を公募でというのはシアターワークショップさんも事例があるのでしょうか。

シアターワークショップ(小林)：数は少ないですが、実在はしています。ただ公募にすると、ご意見いただいたように、呼びやすい名前が付きやすいということは事実ではありますので、その辺のバランスは考えていただいた方が良いとは考えております。ただ、津市の現状を拝見する限りですと、一覧にもありますようにリージョンプラザですとか、普通でしたら正式名称として珍しいものが正式名称になっているという現状もありますので、そのバランスは津市の現状を踏まえてお考えいただけたらと私たちは考えております。

事務局(山下)：この津リージョンプラザも 62 年のオープンで名称も公募でやっていて、資料 3 の公募と書いてあるところは、公募しているという所です。割りあいがあった名前でもないですが、それなりの名前というのがおそらく、何も情報を示さずに募集というやり方ですと、色々なものが出て逆にいいのかもしれませんが、アドバイザーのおっしゃるように劇場法を踏まえた施設ということや、色々なことをきちんと書いて、それで公募をするというやり方であれば、きちんとしたものが出来て来るのではないかと思います。最終的に津市として整理はしていきますが、逆

に色々なご意見を有識者の先生にいただいた上で、市としてそれも踏まえて色々考えていきたいということでございます。

大月アドバイザー：補足説明をしていただきたい点として、私の方で意見書を出すようになったのは、先程は公募という形でしか示されていなかったのですが、それは久居地区で公募をして久居地区の代表者で審査をするということで、公募でも全く違い、それは全市的な公募をして有識者を入れた審査をするという公募ではないのです。繰り返し申しますが、久居地区だけで公募をし、更に久居地区の地元の方々が審査をするということです。

事務局(小柴)：委員長すみません、言葉足らずですみません。先生のアドバイスをいただきました昨年段階でご相談申し上げたところでお示しした、久居地域で公募、久居地域で選考というのは先生がおっしゃったように、その時の考え方としては、地域の方で選んでいただくような地域色の強い形のを一旦考えておりましたのでお示ししたということです。それに対して今のご意見をいただいたという経過でございます。少し言葉足らずだったところをご説明させていただきました。

大月アドバイザー：今、提示されたのはそのままなのか、それとも公募の場合、全市的になって審査体制もまた少し違うものをご考えられているのか。

事務局(小柴)：すみません。今現在一旦フラットとしております。

事務局(山下)：フラットというか、この前にお示しした久居の方、合併の20事業であるということを踏まえれば、それは久居の方にお決めいただくのがいいのかなというふうに考えているということ、それは特定の方だけではなくて、公募にしていく方がいいのかなという考えで、久居の事を分かっている方々を基本に考えていくべきと考えておりますということで、おっしゃられた劇場法の趣旨を踏まえた、名は体を表すということを全く考えていないわけではないのですが、そういうご意見も当然あると思いますし、それは色々あるかと思えます。今こういう考え方をしておりますが、最終的に市で判断していかなくてはいけないと思えますが、アドバイスをいただけたらということでございます。

勝又委員長：わかりました。

事務局(小柴)：すみません。フラットという言葉は間違っておりました。今現在ではそうですが、あの時点ではそれで動き出すぐらいの勢いでいたのですが、それからは今検討をしていく段階ということで、言葉としてフラットというものを使わせていただきました。そのような状況です。

高橋委員：公募というのはやはり手続きとして重要な公募と、かなり面白い結果を求めるための公募があり、シンボルマークや、ゆるキャラ等、オリンピックでも小学生に投票させてA、B、Cで選ばせるというものがあり、それだけで話題が出来てかなりクリエイティブなものを、おおよそ役所の中でまたこういった委員の中では思いつかないようなものを公募したいということであれば公募はありだと思います。

おそらくここで問題なのは、久居という名前をどう尊重するか、いきさつなども含めてこの言葉を大事にするネーミングを付けますかという議論があって、手続きとして3案くらいを提示してどれにしますかと市民に問うということもあるかもしれないですが、まる投げをして、それで出てきたもので決めようかということになると、責任転嫁になるような気がします。普通この劇場法にのっとった施設名称というのは、非常にオーソドックスなものになるのではないかと思います。しかしそれは本当に久居という言葉を入れるかどうかということをしきりと議論して、落とすところは既にあるような気が私はしていて、あるいはホール名称であるとか、愛称であるとかそういうところは、次の世代のみんながどのようにしたいかということをおおまか程度描けるようになってから、ではこんな名前を付けようよと喚起することはできるのですが、このスケジュールの中で正式名称募集というのは、おそらく市役所の中で1回コンペした方が提案は出るような気がします。どうなのでしょう。ちなみにつまらない話ですが、うちの大学で師勝町と西春町が合併して北名古屋市になったのですが、師勝キャンパスと西春キャンパスが、そのままいいのではないかと考えていたのですが、学校側が学生にキャンパスの名前を募集して結果どうなったかという、西キャンパスと東キャンパスになりました。分かりやすいけどそれを学生に聞いてもということになり、やはり公募をしてこんな素敵な名前ができたということはある程度こちら側の誘導というか、意図がないと難しいのではないのでしょうか。市民が決めたのだから、とやるよりは良いのではないかと思います。

勝又委員長：靱山委員いかがでしょうか。

靱山委員：久居地区から公募という話だったのですが、まだフラットという話もありましたが、公募するとなるとやはり広報など何かしらで募集が出るのかと思いますが、その時点で津市としての全体の枠からはずれて久居地区だけの公募になってしまうと、外れた部分の人たちは、言葉は悪いが疎外されたような、そんな思いではないのかと思います。やはり合併したといっても津市になるので、公募するのであれば、津市全体で公募するべきであるし、仮に久居地区の地域の方たちの意見を尊重したいということであれば、審査員のひとりとして入ってもらえばいいのではないかと思います。

勝又委員長：宣伝効果という意味では全国公募してしまった方が良いですね。

靱山委員：そうですね。

勝又委員長：先程、趣旨を伝えた上で公募というお話でしたけれども、やはり実はプロポーザルって全てそうだと思うのですが、審査員がポイントだと思います。劇場法を何も知らない審査員が選ぶと、趣旨をしっかりと伝えたにしても全然関係ないものを選んでしまう可能性がある。やはりこのプロジェクトについてきちんと知っていて、趣旨をしっかりと理解している人が審査員でないとまずいかと思います。もちろ

んその中には地元の人が入っていてもいいとは思いますが、それは審査員次第で大変な結果になってしまう危険性は感じます。

岩田委員：私共も毎年使うホールとして、今まで久居ですっとやっていたのですが、今はどうしても使えないので白山のしらさぎホールを使っているのですが、嫌な訳ではないのですが、やはり抵抗があり、場所が遠いということもありますし、久居市民会館をずっと使っていたので久居でやりたいという思いがあります。また新しいホールが久居に出来るということで我々はどうしても思い入れがありまして、ネーミングは確かに津市全体でやるのもいいとは思いますが、久居地域の方である程度意見は収集してほしいです。また後で出てくるかもしれませんが施設の予約の優先も、市が主体としている音楽祭など、市の施設で取り合いになってしまうので、それでしたら久居地域で優先してほしいという意見が出ています。そういうこともあるので、その辺も少しある程度我々の方を優先していただくのも良いと、そういう事をもう少し考えていただきたいと意見が実際出ております。

勝又委員長：他いかがでしょうか。

大月アドバイザー：これも最初に予告した劇場法絡みの話になりますが、これまで今日まだ申し上げてない劇場法の理念として、一部の愛好家のための施設ではないということがあり、全ての市民の人たちの施設になるという公共財的な発想です。それでいくと、まず先程既得権という話もありましたが、そういう方々に対する配慮をしていくということは当然大事なのですが、これまで公共サービスをできていなかった幅広い人たち、ソーシャルインクルージョンというのが今まで出てきたように、社会的に排除されるような人たちに対してもサービスをしていくという、そのような趣旨が入っている。そのときに、地元の愛好家の方を中心の意見を過度に取り入れて、本来の趣旨が消えてしまうと、公共の施設として問題です。先程地元の経過の話がありましたが、他の津市の施設に比べても非常に充実した施設になるわけです。それはやはり全市的な劇場法の趣旨に基づいたサービスをしていくという前提があるからこそ、ここまで色々な充実した施設をつくるというコンセンサスが得られているはずで、そうでなかったら単なる久居市民会館の建て替え計画で良かった訳です。元々の市民会館はホールがあって、若干の関連諸室があるだけですよね、という話になってしまうので。先程この地域に限ると他の地域の方々がというご意見もありましたけれども、そもそも市民全体の税金でもって賄われるというのは、市民全体の理解を得なければならない。その辺を忘れてしまうと、後々お荷物になります。久居地区だけにサービスしているような立派な施設があって、そこだけに税金が多額に投入されているということ、更には久居地区にそういうことが許されるのであれば、我々の地区にも同じような施設をつくって欲しいというような圧力にもつながりかねない。そういう意味では非常に慎重に劇場法に基づくという部分は維持していかないと、本当に後々問題になる負の遺産と

なりかねない側面も持っているのだという危機感も自治体としては持った方が良いのではないかと思います。

勝又委員長：他いかがでしょうか。ひとつ私からですが、もしかすると公募でとにかく色々出していただいてその中で劇場法であるとか趣旨に基づいたものをチョイスして、久居の方に選んでいただくとか、そういうこともあるのかなと思いました。その辺市の方に整理していただきたいと思います。

事務局(山下)：色々ご意見ありがとうございます。その辺も参考に、最終的に次年度になりますけれども津市として整理を行った上で、名称についてはより親しんで使っていただくということが一番大切ですので、そのことを頭において整理をしていきます。

勝又委員長：では続きまして、事項書4その他について説明をお願いします。

事務局(小柴)：はい。その他いくつかあるのですが、まず資料4と資料5を合わせて説明させていただきます。資料4でございますが、前回の検討委員会では建設、管理と合同で行い、情報ラウンジ、カフェ、活性化、指定管理者との関係について委員の皆様からご意見ありましたらいただきたいという事で、竹本委員長、加藤委員、山田委員、靱山委員からそれぞれご意見いただきましたので、それを一覽にまとめさせていただいております。それで、一番右端にその対応ということで今の市の考え方を書かさせていただいております。まず、情報ラウンジについてですが、竹本委員長、山田委員から職員の配置、相談の場ということでご意見をいただきました。こちらは、資料5の計画書の30ページになるのですが、文化芸術活動を行う相談の体制を整えるということで情報ラウンジの下の4のところですが、こちらの方で少しその旨記載をさせていただいております。この情報ラウンジについてはこれから活動したい人への案内や、施設利用に対するアドバイス、地域情報の提供など利用者、来館者に親しまれるスタッフの配置について指定管理者に求めていきたいと考えております。それから、加藤委員、山田委員から周辺地域情報の取扱についてというところでご意見をいただきました。こちら先程の計画書第5章30ページで、周辺の物産・商店などの地域情報をということで記載をしております。それから山田委員から展示利用という事で、市展の展示方法については実行委員会と調整を図っていきたいと考えております。それから、靱山委員から公演の周知としてご意見をいただきまして、公演に関する予備知識が得られる情報を発信し、利用者、参加者の増加を促すことも取り組んでまいりたいと考えております。次にカフェについてですが、これにつきましては、一番右になりますが、催し物が無いときでも、市民が気軽に立ち寄り、情報交換や交流ができる親しみのある憩いの場として施設のにぎわいづくりといった趣旨から、指定管理者の事業のひとつとして、取り組んで参りたいと考えております。それから3行目の活性化についてですが、加藤委員からは地域の人において、話し合いの場が必要となるとの意見を

いただきまして、これにつきましては先月の1月26日に地元商店連盟の方と活性化に向けた今後の取組につきまして、話し合いの場を持ちました。先程も少しありましたが、来年度からオープンディスカッションなどの手法によりまして商店や文化団体、自治会や地域住民などと話し合いの場を持って参りたいと考えております。その1月26日にはシアターワークショップさんに作成いただいた、商店街と連携したまちづくりの他市の取組事例の資料を説明し、今後文化団体や地域と一緒に活性化に向けた話し合いの場を持ちたいと説明したところ、地元のご意見としては、「駅からホールまでバス路線の確保」であるとか、「中勢バイパスからの案内標識を設置はどうか」とか、「商店連盟が空き店舗を借りて活用ができる橋渡しができればと考えている」とか、「今後、話し合いをする場を是非つくって、まちのための機運が高まればありがたい」といったご意見いただきましたので、今後検討事項や進め方について詰めていきたいと考えております。それから靱山委員からのご指摘で地域物産の販売も取組事例のひとつとして検討していきたいと考えております。それから一番下の行ですけれども、指定管理者との関係につきましては、竹本委員長、加藤委員からは、指定管理者に任せることが望ましいとの意見をいただきました。また、山田委員や靱山委員からは、市が考え方をしっかり示すとか、審査会でビジョンをチェックするといった意見をいただきました。これにつきましては計画書24ページの方になりますが、こちらの方で触れさせていただいております。民間事業者のノウハウを活かし、弾力性や柔軟性のある運営とサービス提供を行う必要があるということを書かせていただいておりますが、山田委員や靱山委員の意見にもございますように、市が考え方をしっかり示していくと共に、定期的に市と戦略企画会議を開催し、対等な立場で一緒に考えて取り組んで参りたいと、資料4については以上でございます。続きまして、資料5の管理運営計画の冊子の方を付けさせていただいております。前回の会議からの変更点ということで少しご説明させていただければと思います。全般的な修正としましては、大月アドバイザーからもご指摘をいただき、用語の整理等行っております。まず、表紙を1枚めくっていただきまして、目次でございます。以前は第3章で施設運営計画、第4章で施設管理計画という並びでしたが、この計画が管理運営計画という名称でもあるため、この2章を合体させ、第3章になりますが「施設管理運営計画」とさせていただきます。それからページめくっていただきまして、4ページの3「施設の主な機能」の項目の中で施設の機能を書かせていただいているところで、5ページになりますが、こちらで支所サテライト機能である、「市民サービスコーナー」こちらについて以前は記載が無かったのですが、機能を明確化するため、追記しております。それから、内容の部分では、11ページからになりますが、事業の方針を記載しております。これは前回の検討委員会で、整備基本計画の基本理念である、実演芸術を振興する、それから独自性ある文化芸術の創造と発

信を行う、学びと交流を促進する、地域再生と活性化に寄与する、この4点があって、その一番中心にあるのは当然劇場法における実演芸術を振興するというのがトップにありまして、管理運営計画で新たに貸館事業や自主事業の方針など、整備基本計画以外の方針もありました。これを関連付けるという視点と、個々の細かい事業は予算も定まっていなくて書けないにしても、ある程度この方針を実現していく為にはこのようなことをしていこうという、そのような組み替えを行いました。整備基本計画における基本方針に、この管理運営計画による自主事業、貸館事業の方針を踏まえ、創造事業などの事業分類と、その右側にある事業展開を関連付けるために、そのような体系に基づきましてそのような表にしております。また、12ページ下の方の括弧2の学びと交流を促進するということの貸館事業で、施設の活用促進による地域の交流や賑わいの輪を広げなど、アドバイスや提案を行い、活動を促進するといった内容を追加しております。それと、ページめくっていただきまして、15ページ第3章の中で、毎週の定期休館について、市内の比較的規模が大きい津リージョンプラザは月曜日、白山総合文化センターとサンヒルズ安濃は火曜日の休館の為、それと重ならないように以前は水曜日としておりましたが、週末の行事の仕込みなどの期間を確保するという観点から、前倒しする形を考えて、貸館の利用率が高い津リージョンプラザと休館日が重ならないようにということで、今現在火曜日としております。また、18ページになりますが、施設の申込手続きではインターネットの予約にも対応する旨追加しております。それから、24ページになります。こちらの中で前回は利用者、有識者、指定管理者、市職員で構成される「久居ホール管理・運営検討会」を設置、定期的に会議を開催するとしておりましたが、市の文化行政に係る理念を指定管理者に伝え、適切な管理運営にと務めるという観点から、仮称でございますが、戦略企画会議という名称で、これを月1回開催するということとしております。それから28ページになります。平成28年10月の管理運営検討委員会の中でも車いす対応について話が出て、ハードでなくてソフトで対応という話もございまして、この部分は大月先生からも記載について不十分であるというアドバイスもいただいておりますので、それと合わせて5の職員等の教育研修の10行ぐらい下の「また」になりますが、昨年文化芸術振興基本法の改正も踏まえ、そこが明確化されたということで、ソフト、人的支援で対応できるよう職員の意識啓発や接遇などの研修や、誰もが利用しやすい施設となるようなサポートが行える体制を整えることについて、追加しております。また、同じく28ページの「6 市民参加」の項目を追加して、市民が事業や運営のサポートなど、ともに施設の目的を達成できる仕組みをつくり、文化振興の拠点となる施設としての位置付けの確立を目指すことを追加しております。それと、30ページでございますが、これは下の方の「4 情報ラウンジの活用」ということで追加しております。文化芸術などに関する幅広い情報の収集や創造活動

の成果の発信、周辺の物産・商店などの地域情報、地域で活動する文化団体等の情報など、市内全域の情報を提供しますということで、文化芸術活動等を行っていく際の相談ができる体制等を追加しております。また、33 ページになります。前ページの収支構造からですが、最後 3 行の「また」以降のところ、寄付金、広告料など多様な手段での収入確保についての記載を追加しました。それと、37 ページになります。スケジュールがある程度固まってきたというところで、今後のスケジュールを追加いたしました。一旦、ここまでのところで、資料 4、5 につきましてはご説明以上でございます。

勝又委員長：ありがとうございます。少し量が多いですがいかがでしょうか。

高橋委員：16 ページと 17 ページで、目に留まったのですが施設の貸し利用のところ「久居アートストリートなどの壁画」というのは、どのようなことを想定されているのでしょうか。

事務局(小柴)：「壁画」でしょうか。この利用料金を徴収する施設のところですよ。

高橋委員：はい。

事務局(小柴)：「久居アートストリート等」のところですよ。

高橋委員：久居アートストリートというのはどこの部分になるのですか。

事務局(山下)：1 階平面図の資料 1 のカラーの方が分かり易いです。カラーの資料 1 の 1 階平面図が 7 ページにございます。平面図の一番右に矢印がございます。これが北から駐車場を使われた方が入ってくる北側の入り口です。カフェがあるところです。ここからですね、壁面は久居ホールサービルセンターの角張った凹んでいるところまでありますので、そこまでです。

高橋委員：そこを久居アートストリートという名称で、通路でピクチャーレールを設置して、そこに展示をするということですか。その「壁画」というのは…

事務局(山下)：「壁画」でございます。

高橋委員：その壁面もお金を取って、展示をするという事ですか。

事務局(山下)：専有する場合があります。リージョンプラザも展示だけの部屋の通路のところを専有される場合に貸し出すということで、当然なければ管理者側の市方で飾っていくという事も必要になるので、ピクチャーレールを活用していく事になりますけれども、色々な展示をしたときに、貸してほしいというときも可能であるという事です。

高橋委員：わかりました。ここも貸し出すということですね、「壁面」を。「壁画」じゃなくて「壁面」ですね。了解しました。

勝又委員長：他いかがでしょうか。

大月アドバイザー：皆さんがご覧になっている間に私の方から補足で確認をしておきます。先程管理運営計画に関して私の意見を聞いていただいたという話がありましたが、大小でかなりの修正が必要でここまで至っています。それは文章としての文言の

適切性という話もありますし、構成であるとか整合性であるとかいう話も様々だったのですが、そこにも劇場法対応の話があって、その部分に関して今回出てくるポイントになるのですが、先程も言った通り地元の人への配慮が色々反映されているという話があり、事務室や名称など劇場法をイメージさせる部分が色々消えている中で、管理運営計画の中でもそういった部分が散見される。その中で先程もご説明であったように28ページのように若干文化芸術振興基本法まで遡って、これは劇場法でも良いと思うのですが、ソーシャルインクルージョンの概念が入っているので付け加えていただいた部分はあるのですが、一方で削られた部分があります。以前のものの、今日はお持ちでないと思うので帰って確認していただくしかないのですが、専門家の参画みたいな話があったりとか、専属の劇団みたいなものがあったりとか、劇場法を意識した部分というものがごっそり抜けていて、その当時のものがそっくりそのまま良いとは私も思っておりませんが、劇場法に基づくとという部分がすごく弱くなってきています。それは先程の事務室と絡めていけば、組織体制のところでも25ページあたりに管理運営業務と職員というものがあって、これに関して以前は、目安となる職員数というような記載があったのですが、それもカットされています。それも先程の事務室の面積がカットされていることとリンクしてしまう話なのですが、本当に劇場法に基づいて事業展開していくということは十分に考えられているのかという部分に関しては非常に心配なところですね。先程の名称の公募の件に関してメモを事務局の方に送らせていただいたという話なのですが、その前にも2つほどメモを送らせていただいています。そのときに、このまま続けていくとプロジェクトが破綻する可能性がありますということを書いています。その「プロジェクトが」というのは、先程も若干説明がありましたが、指定管理者制度、それを市と指定管理者がリンクしてやってみようという話と、そもそも劇場法に基づいてという話で、その二つの部分が破綻してしまうという趣旨でした。その危険性が、管理運営計画の中でも若干見て取れることがあって、その部分を本当にもう1回最後の機会になりますので、考えていただきたいということです。これで出てしまうと、後は条例を決めてという話になってしまいますので。建築の話と管理運営の話を経営的に話ししましたが、これで本当に劇場法に基づいて施設として言えるのか、地域の方から意見を拾いましたという部分はピックアップできるのですが、ここが劇場法に基づいてという部分が建築でも、管理運営計画でもちゃんと示されているのかどうかというところが問われているのだと思います。

勝又委員長：文言として入れ込むのはできるとしても、実現させていかなければいけませんからね。

事務局(山下)：劇場法の話は、ご懸念いただいておりますが、市としては当然少し前のご説明の中でも合併20事業の話もありますけれども、劇場法が出来てからの施設とい

うことで、それを意識して書いております。例えば1ページで劇場法ができたというその辺の経緯もありますし、内容としては、当然劇場法に基づいた事業をしていくという事で、現状貸館事業をしているということからしますと、ご協議いただいた自主事業の方針など、11ページ以降ですね、このような形の事業を取組んでいくということを書いてきています。予算という制約がどうしてもありますので、いつの年度に何をしますというのは具体的には書きにくいことがある中で、こういう形の全然やってないようなことを書いていくということで、かなり意識して書いてきました。先程大月アドバイザーからいただいております職員の配置につきましては、変わっていくということもありますし、今後指定管理をしていくという中で、公募の中で指定管理料をこれだけ払いますという計算をしていく上で、配置人数の想定というのは必要になってきます。例えば指定管理の公募の中で、この辺は常勤の人でないといけないとか、この部分は非常勤でも大丈夫であるとか、そういうこともきちんと募集要項や要求水準書に書いたうえで、ここの管理運営計画に書いてある、こういう趣旨のこういう事業を実現していくにあたって良い提案をいただいて、確実にやってくさるであろうという方を選んでいく中で、職員の配置も逆に応募していただく中で、これは少ないと思うので、うちはここを増やしたよとか、そういうことも現実的にありますし、そういう形でやっていきたいという考えもあります。人数を明解に書いていくというのは、公募するという意味でも、市として人数を計画で固定してという事も現実的には難しいことでございます。ただ、今までご協議いただいた資料とか、記録とか、全部ございますのでそこは募集要項の中に反映していく貴重な材料であると考えております。考え方としては、そういう事でございます。

大月アドバイザー：特に靱山委員は、実際館の運営をされていらっしゃるもので、こちらの場合は今回指定管理ですけれども、こういう指定管理に応募しようというようなモチベーションが出るかどうかという観点があるのかなと思いますので、建設検討委員ではあるのですが、今日持ち帰ってというのは非常に申し訳ないのですが、その辺は何か見ていただくことは、非常に大事なかなと思います。

靱山委員：これは基本計画というか運営計画なので、アクションプランというか、行動計画というものは来年度以降つくられていく事になるのですか。例えば14ページは一部だけアクションというか、オープニングイヤーをやりますよというものがありますけれども、計画があり、それに伴いどんな行動をしていきたいと思いますというアクションプランの案として附属して付ける場合もあるのですが、基本計画としてそれ以後にアクションプランをつくっていったら、さらにそのアクションプランに基づいて指定管理の公募にかけるとか、そういうような考えで良いのでしょうか。

事務局(山下)：アクションプランについて指定管理者を公募する前に、策定するというのは今考えていなくて、この計画に書いてある色々なことを創造事業でしますとい

う…

梶山委員：そういったアクションに関しては、ある程度指定管理に応募して下さる方にプロポーザルで提案をもらうということですか。

事務局(山下)：はい。そういうことです。

梶山委員：色々な事業分類があるのですが、市が担う部分と指定管理が担う部分と、どうしても市でしかできないようなところもあると思います。この13ページの国際交流であったりだとか、まちづくりであったりだとか、そういったところの棲み分けがうまく公募する際にできないと、なかなか指定管理の側もプランが作りづらいというか、出しにくいとなるのではないかと考えます。あと、職員がこれを全て実現しようとする、相当な人手がいるでしょうし、市役所の人もこの会館内に同居すると思うのですが、その辺のところはどう共有しながらやっていくのかなというのを今後考えていかななくてはいけない部分かと思います。

勝又委員長：いかがでしょうか。

高橋委員：すみません。24ページの戦略企画会議というのは、近年指定管理を導入した時にそれがうまく回っていくための何らかの外部組織をつくるであるとか、そういうのは県でも動きがあるとは思いますが、ここで言っているのは、指定管理者と依頼者の津市が月2回のミーティングをしましょうというレベルですよ。連絡だけというか。立場的にも上下というのは言い難いですが、しかし権力の方は市の方にあると思います。これは必要なことで当然のことですし、まだ読みきれていない部分もありますが、指定管理の中で委員会を設けるだけではなくて、もう少し外部の力というか、応援団的なそういう組織体がないと、立派な施設で産み落とされた余程素晴らしい指定管理が独自に頑張ってくれば別ですが、管理するのは市だけで、指定管理が管理料の中で四苦八苦するようにならないような、何かフレキシブルな外部組織というのも気を遣わなければいけない。ご意見番ばかりでは駄目ですが、本当に助けてくれるような組織体があった方が、それが逆に設置したら足かせになるという事でしたらご提案しにくいですが、これから新しいことをやっていかれるということで建物維持管理だけで四苦八苦するのではなくて、新しい劇場がどう息づいていくかという応援団がいっぱいできるのは良いのではないかと思います。ここで読み取れる戦略企画会議というのはなにかすごく圧の強い、苦情をどうやって対応したかというようなチェック機関のように見えました。

勝又委員長：その次のページのモニタリング結果というところで、モニタリング要員ではないのですよね。

事務局(山下)：少し今のことについて、まずこの24ページの戦略企画会議という少し難しいような名前ですが、その上のところに「特に本施設の管理運営の根幹にかかわる自主事業の企画実施については市との協議を行ったうえで実施する」という意味合いは市も一緒に同じ方向を向いて自主事業をやっていきたいと思います。

う、要は指定管理にしたから知らない、上から目線でこれはだめではないかと言う為のものではなくて、そういう自主事業を特に一緒にやってみよう、全て何から何まで市がああしなさい、こうしなさいという意味ではなくて、当然指定管理というのは民間の持つノウハウや、力を活用させていただくものですので、その上で一緒に前を向いてよりこのホールが良くなるようにという意味で戦略企画会議というものを要は評価会議ではないので、戦略を一緒に練っていきましょうという意味で企画会議と仮称ではありますが置いてございます。その上で、有識者の方々も入れたような一年間通じてどうだったというような外部評価的な話は次のページのモニタリングという形でしていくということと、施設の運営を市民の方々と一緒にやっていくというのが本当に大切です。県でも友の会ですとか色々なことをやられていますし、他でもそういう取り組みをしている事例というのは教えていただいています。そういう意味もあって28ページの方に、欠落していたということも含めて、今回少し文章も直したのですが、市民参加ということで、「世代や文化活動に関わらず市民の多様な形で市民が運営や自主事業サポートを」というのは、友の会をイメージしているのですが、共に施設の目標を達成出来る仕組みをつくって、みんなで一緒にやってみようということで、指定管理者と市とそして市民の方も参画していただけるようなそういう仕組みをつくっていくことが必要だということで、こちらの方へ書きました。ただ、元々友の会や、サポーター等固有名詞の物もあったのですが、ここは色々な他のところで指定管理をやられているところでしたら、こういう形のものがあるというご提案もいただいた方がいいかということで、あえて固有名詞的なサポーターなどの表現は割愛しているということでございます。みんなで一緒の方向を向いてやっていくということが一番大切ですし、そうでないと進めないということでございます。

勝又委員長：はい、ありがとうございます。

榎山委員：こういった形の指定管理に出すということは、全国的にレアケースですね。

大月アドバイザー：そうですね。まさに先程おっしゃられた通り、本当にどうやって回すのというのは事例もないからわからないでしょうし。

榎山委員：先程おっしゃっていた24ページの部分などは、財団などそういった形の指定管理ですと受けやすいと言いますか、お互い協働してやっていけるという部分があると思います。指定管理者を民間などに出すと、委託なのでそういったところまで意見が出せるのか、業務内容を任せたら施行していくのが指定管理になりますので、例えば津市の職員が指定管理で請け負った職員に対してこうしなさい、ああしなさいというのは、それは契約行為から外れていってしまいますので、非常に心配するところになるかと思えます。その為の会議なのかもしれませんが。

事務局(山下)：おそらくそういうことも含めて、応募要領なり要求水準書をつくっていくつもりでおりますが、やはり書いていくことが必要だと思います。書いていない事を

無理にお伝えしたら駄目だと思います。ただ予算費目は委託であります、委託というものと地方自治法で言う指定管理者制度というのは、単に委託してという意味合いではなくて、指定管理者というのはより市に近い形で代わりにやって下さる方々として捉えられています。これはあなた達のところに任せたから、逆に何かあった時に市が知らないという形にはならないと考えております。選考も含めてきちんと議会で承認も貰って、という手続きがある様に、そこはきちんとやっていくものだと思っております。そういう意味でも一緒にやっていくという戦略企画会議でなくてはならない。それは中には市民のこういう意見ですとか要望も、それは当然業務ですからありますけれども、こういう理由だから中々難しいよねという中で、ではこういう形でやろうかという一緒にやっていくような形というのが必要だと思います。毎日しても良いかと思いますが、それはそれで少し書き込みとしてはどうかというのがありますので、月1回という形にしております。おっしゃっていただいた趣旨というのはきちんと伝えた上で、何言っているか分からないから応募できない、ということにならない様に、ということでございます。

勝又委員長：具体的な内容は要求水準書にきちんと書かれていくということですが、その戦略会議はどういう頻度でどういう趣旨でやるかというのは、おそらく募集要項とか要求水準書に近々書かれるわけですが、そこにしっかり書かれていれば良いかなと思います。このままでしたら、中々難しいと思います。

事務局(山下)：これをそのまま、当然応募するときにこの管理運営計画も踏まえて、提案して下さいというやり方をしますが、疑義があるようなものについては、明確に最初からしていくという必要はあるかと思えます。

勝又委員長：そうしないと、当然コストもはじけないですよ。

事務局(山下)：はい、そうです。

大月アドバイザー：先程山委員がおっしゃったアクションプランの話もそうですし、市と指定管理者の分担の話というのも、指定管理の要求水準をつくる時に必要なのですが、アクションプランとおっしゃったのは、今のままですと、本当にそこに繋がられるのかという部分が危ぶまれるということでおっしゃっている部分もあるのかという気がします。ちょうど始まる前に委員長が建築の話で、事務室とサテライトの部分が隣り合っているところ、そちらのサテライトの部分に市の職員がいるのですかということをお聞きしていましたよね。本当に市の方に一緒にやれるような人材がいるのですかということは、これまでの委員会でも言われていたところで、それは市にはいないという話で来ていたはずなのに、それが出来る人材がいるような形で話が進んでいて、更にそれがどこにいてというのが全然見えていないことには非常に私も危惧を覚えます。本当に先程の事務室の中に職員が何人いられるのかというところが、どこまできちんと担保されているのか。そうすると余計な会議室などはつけれないという話になるかもしれない。

勝又委員長：他いかがでしょうか。この短時間では見きれなかったというのが正直なところですが、趣旨としては非常によくわかりました。

大月アドバイザー：間違いなく最初から比べたら良くなっている部分はあるのですが、やはりその中でも劇場法の趣旨、新しい指定管理の要となる部分がすごく曖昧なままであるので、それが破綻する可能性があるということは私が危惧する部分です。

榎山委員：この16ページの、組分けしていますよね、6区分に分けていると思うのですが、経験から、運用していくとこの間の1時間の時間帯を使わせてほしいということが出てくると思いますので、そういったところを運用の中で取り入れていければ良いと思います。下に書いてあるところになるのですかね、例えば12時から1時までの1時間をそれぞれありますよね。そういうのが例えばミーティングルームだったりすると、その1時間を貸してほしいという話が出てくるのかなと思います。

事務局(山下)：楽屋などは特に、リージョンプラザは利用率が高いですけども、平日ホールで催し物がないときに空いておりまして、そこは運用の方で、一応条例でこのことにしか使ってはいけませんということですが、主たる目的というのは計画にも出ていますけど、その目的以外の目的でも逆にお貸ししなくてはなりません。書いてないから駄目ということではなくて。そういう意味で有効活用ということも含めて、楽屋を使っていない時にお貸しできるという運用もしております。まさしく、おっしゃっていただいたその辺は、今もそういう取り組みをしておりますので、その辺はそうだなと考えております。

高橋委員：すみません。またもや細かい話ですが、指定管理業務の想定として年に1回設定されている市展の事務局機能というのは、この指定管理者に持たせるという考え方ですか。

事務局(山下)：任せるということにはならないと思います。市の主催事業ですので、元々ある市の大きなイベントで、久居の方の音楽祭であるとか四季のいろどり祭りであるとか、久居の地域で毎年やられている文化祭といったものは、一緒になってやっています。実行委員会に市が入って。それはそういう形で進めていくのが普通ではないかなと考えております。どちらかという、市の主催、共催事業として優先予約とかそういうものも必要だと思っておりますし、オール津でやっております市展というものも、まさしくそういう形だと思います。そういう事も含めて一緒になってやっていけば良いと思いますが、市は全くやらないという訳ではありません。どちらかというと一緒にやっております。

岩田委員：事務局という格好で、主に進めてもらっているのは市役所がやっていて、我々は参加団体みんなの意見をまとめてやっているという、そういう感じです。

高橋委員：そうすると、指定管理者の職員の人は、1人その担当として連絡調整というか、施設側の搬入を何日でこういうふうにして、部屋割りが決まってということは、実

行委員会というか事務局が市の方にしっかりあり、部分的にサポートする程度の事務量で済むのか。

事務局(山下)：そこまでの詳細は詰め切れていないですが、根幹は市と一緒にやっている地域の事業だということなので、指定管理になったから市は実行委員会から抜けますという形はあり得ない。

高橋委員：そうだとおもうのですが。

岩田委員：実際は今白山のホール担当者の方でやっているのですが、どういうふうになっているのかよく分かりませんが、実行委員会で内容を決めて、その直前になったら白山のしらさぎホールのホール担当の方と、打ち合わせをして何を準備したらいいのか、これはこういうふうにすればいいのか、そういうようなやり方をしています。

事務局(山下)：こういう道具があるので準備してというお願いは管理者さんの方にしていくのだと思いますけれども、企画とかその辺は一緒になってアドバイスなど教えていただくのもあればいいと思います。

高橋委員：貸館でどれぐらい回って行って、例えばここに大きくぼかんと夏休みの2週間ぐらい良い時期に自主事業でちゃんとした展覧会をやろうとか、あるいは集客の高いもの、それは本当に指定管理者のセンスと人脈によるところがあります。どのくらい劇場にあるギャラリーとして魅力を発揮できるだけの可能性のある指定管理者の公募ができるのか、管理者に出したときにどれくらい魅力があると捉えられるのか。これは1回記者発表されて、まだ地元の方はあまり関心が高まっていないのですか。私、三重の知り合いに、久居にギャラリーと立派なホールが付いているよという話をしたら、「知らない」と言われて、それは先程の大月さんの意見ではないのですが、1人津市民の方がいらして、すぐ反応して私の税金使われているのねとすぐ言われました。ですから、関心というのはまだ喚起されていないのかと思うのですが、しかし、このぐらいの規模のホワイトキューブが出来るということは、おそらく色々な需要も新たに生まれてきて、ただそれをきちんと使い回せるような、そういう劇場の専門家であり、アートの展示もできる力を持った指定管理者が手を挙げてくれるように、使いきれないとなってしまうのは、せっかくあれだけのものがあるのに、ということであると思います。

勝又委員長：そうですね。他いかがでしょうか。

岩田委員：休館日ですけれど、これはどこまで入れるのでしょうか。例えば市民サービスコーナーは平日開いている訳ですよ。そうすると、その休館日の時にどの部分は一般の人を入れるのでしょうか。

事務局(山下)：先程の資料1の7ページの図面ですが、計画の中にも書いてあるのですが、行政機能は平日の私たちが勤務している8時半から17時15分です。一方で火曜日は行政窓口が入っていますが、ホールとしては休館日となっているので、途中で壁ができます。

事務局(水谷)：先程もお話があった、ひさいアートストリートの、市民サービスコーナーと情報ラウンジのこのラインにシャッターで閉めるようになっております。

岩田委員：では、北から？

事務局(水谷)：はい、北から入ります。

事務局(山下)：火曜日はそういうことになります。

事務局(水谷)：一般的に車でお越しになられる方は、この辺りに停められると思うのですが、こちらの入り口から入られて、ここから先は行けないようになっております。

高橋委員：すると、カフェは年中できるということですか。

事務局(水谷)：それはまだ決まっていないです。ただ、どの部分も使えるような形になるのかとは思っています。

事務局(山下)：カフェもどうでしょうかという、要は指定管理とは別にどこかのお店の方に公募するというやり方もない事はないとは思いますが、今のところ指定管理者がお店を運営している人を呼んでくるとか、そういう形がいいのかと考えております。実はメッセウイング、そのサオリーナと言っていますが、そこもそういう形で運営しています。カフェも以前にご報告したと思いますが、カフェを整える多大な経費、要はスケルトンのコンクリート打ちっぱなしというのでは中々難しいという話ですので、一定の整備をするような形で整えてきてはおります。

勝又委員長：他いかがでしょうか。よろしいですか。全体を通じて主に資料5のところですが、では何か気付いたところがありましたら事務局までご意見いただければという形でよろしいでしょうか。他は、これで大体事項書は終わったということでしょうか。

事務局(小柴)：すみません。今後のスケジュール的なことを含めて、次回の検討委員会に向けてというところで、こちらの先程の資料5の管理運営計画につきましては、明日も管理運営検討委員会がございますので、そちらのご意見も元に、又事務局で再度修正を加えていきたいと考えております。次回の検討委員会につきましては、すでに日程調整をさせていただいております。冒頭で理事が申し上げました様に、3月27日の火曜日、午前11時から開催させていただきますので、ご出席をお願い致します。そして、建設検討委員会につきましては、建設工事の目途も立ちましたので、次回の検討委員会で一区切りということで考えております。管理運営検討委員会につきましても、次回の検討委員会で区切りをつけ、議会の協議会を経て計画策定に繋げていきたいと考えております。以上でございます。

勝又委員長：はい、ありがとうございます。他よろしいですか。少し時間が過ぎてしまいましたけれども、それでは本日の議事は以上ということにしたいと思います。お忙しい中遠方からお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。これで事務局にお返し致します。

事務局(山下)：本当にたくさん意見賜りまして、ありがとうございました。

事務局(岡田)：以上をもちまして、会議を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。